

土木工事監督技術基準及び建築・設備工事監督技術基準の運用について

富士市建設工事監督規程第5条の規程に基づき定めている土木工事監督技術基準及び建築・設備工事監督技術基準の運用について、下記のとおり、準拠又は適用する。

記

- 1 小規模工事については、富士市小規模工事事務取扱要領に準拠するものとする。
- 2 電子納品については、富士市電子納品運用ガイドラインに準拠するものとする。
- 3 電子小黒板については、デジタル工事写真の小黒板情報電子化（電子黒板）仕様書に準拠するものとする。
- 4 情報共有システムについては、富士市における情報共有システム活用要領に準拠するものとする。

附則

この運用は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この運用は、令和4年4月1日から施行する。